

山梨県公報

第二千八百三号

平成三十年

六月二十八日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………三四五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三四五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三四五
- 一般競争入札について……………三四六
- 換地処分の実施……………三四七
- 公共測量の終了(二件)……………三四七
- 公共測量の実施(三件)……………三四八

正誤

- 平成三十年三月三十日付号外第十四号中……………三四八

告示

山梨県告示第二百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年七月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

| | | | | |
|---|---|------|-------------|----------|
| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|---|---|------|-------------|----------|

公告

山梨県告示第二百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定の年月日 平成三十年六月二十日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字外城二千二百二十九番九
- 三 指定道路の幅員 四・四八メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・九〇メートル

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 諧
 - 2 代表者の氏名 仲澤瑞歩
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市後屋町六百二十三番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害児や支援を必要とする児童に対し、発達の特性に合わせた細やかな支援を行うことで質の高い療育を提供する場を担い、

子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、将来を見据えた支援を行う場として、子どもとその家族を取り巻く環境をよりよくすることに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年六月二十二日から同年七月二十二日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 人事評価・人事異動支援システム構築業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十一年十二月三十一日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部人事課

三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体(以下「JV」という。)の場合にあつては2に示すとおりとする。

1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四第一項各号のいづれにも該当しない者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの

(四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者

(六) 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者

に必要な資格等(平成三十年山梨県告示第百一十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者であり、取扱業種に「システム開発」が登録されていること。

(七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成十年四月一日)」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

(八) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(九) 本件仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISMS(情報セキュリティ管理システム)について、ISO二七〇〇一の基準に適合することの認証を取得している者

2 JVの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) JVの構成員の資格要件

ア 構成員の全てが1(一)から(八)までの要件を満たすこと。

イ 1(九)は、代表構成員が該当すること。

(二) JVの資格要件

ア JVの構成員は、三社以内であること。

イ JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ JVの各構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成三十年六月二十九日(金)から同年七月二十三日(月)まで(山梨県の休日を含める。平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部人事課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 平成三十年六月二十八日(木)から同年七月二十日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四3に掲げる場所において直接交付する。なお、交付に当たっては、秘密保持

に関する誓約書及び三(九)の要件を満たす者である証明書等を提出すること。また、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年八月十日(金)午後四時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館四階 総務部会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部人事課宛に平成三十年八月九日(木)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、別記落札者決定基準により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書で内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必須項目を全て満たしていること。

(三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効としない場合がある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部人事課(電話〇五五―二三三―二三二二)

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Development of System for Personnel Evaluation and Assisting Personnel Changes for Yamanashi Prefectural Government I set.

2 Date and time for tender: 4:00PM August 10, 2018

3 Bureau in charge: Personnel Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1372

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第一工区)の換地処分を平成三十年六月七日実施した。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（水準測量、航空レーザ測量及び航空レーザ測深）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡南部町、身延町及び富士川町並びに西八代郡市川三郷町の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年八月一日から平成三十年二月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測、数値撮影（デジタル））
- 二 測量の地域 大沢川及び富士山全周
- 三 測量の期間 平成二十九年五月二十六日から平成三十年五月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル千））
- 二 測量の地域 富士川砂防事務所管内釜無川流域
- 三 測量の期間 平成三十年六月六日から同年十二月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（標高データ（地図情報レベル千（一・〇メートルメッシュ））及び地図情報レベル五千（五・〇メートルメッシュ））
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市並びに南巨摩郡早川町及び富士川町
- 三 測量の期間 平成三十年六月七日から同年十二月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（標高データ（地図情報レベル千（一・〇メートルメッシュ））及び地図情報レベル五千（五・〇メートルメッシュ））
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡の一部
- 三 測量の期間 平成三十年六月七日から同年十二月二十日まで

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|

○ 平成三十年三月三十日（号外第十四号）公布山梨県人事委員会規則第七号（山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

| | | | |
|-----|----|-------|-------|
| 一三三 | 下二 | 企業推進幹 | 企画推進幹 |
| 二三 | 下三 | | |